

光市公告第18号

委員会審査等録画インターネット配信機器の導入について、公募型プロポーザルに係る手続を開始するため、下記のとおり公告する。

令和5年4月14日

光市長 市川 熙

記

1 物品名

委員会審査等録画インターネット配信機器

2 内容

委員会審査等録画インターネット配信機器仕様書のとおり

3 納入期限

令和5年9月29日

4 参加資格

次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。

- (3) 国税、県税及び市町村税の滞納がないこと。(市税にあつては、法人の代表者が光市に住所を有する場合は、代表者を含む。)
- (4) 公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、本市若しくは他の地方公共団体又は国から競争入札に係る指名停止を受けていないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けたときは、この限りでない。
- (6) 過去5年間において、同種の機器(視聴覚機器又は通信用機器)の納入実績があること。

5 審査・選定等

(1) 選定審査

委員会審査等録画インターネット配信機器納入業者選定委員会により行う。

(2) 選定審査方法

提出された企画提案書の内容、当該企画提案書に基づくプレゼンテーション及びヒアリングにより、物品の納入に最も適した者を特定する。

6 手続等

- (1) 委員会審査等録画インターネット配信機器の導入に係る公募型プロポーザルのプロポーザル実施要領、仕様書及び様式(以下「実施要領等」という。)の入手方法

光市ホームページ(<https://www.city.hikari.lg.jp/>)に実施要領等を掲示するので、ホームページから入手すること。

(2) 参加申込書の提出

ア 提出先

〒743-8501

山口県光市中央六丁目1番1号

光市議会事務局

イ 提出方法

提出先に持参し、又は郵送すること。ただし、郵送の場合は、送付記録が残る方法にて提出期間最終日までに必着とすること。

ウ 提出期間

令和5年4月14日（金）から4月28日（金）までの日（光市の休日に関する条例（平成16年光市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで